

決定処分に不服として審査請求で審査会が結論！

一部開示及び全部不開示を取消し、再度決定すべき

令和3年、狭山市開発審査課による公文書部分開示決定処分について、狭山市民オンブズマン（代表幹事田中寿夫）は令和4年1月20日付けで狭山市行政不服審査会に審査請求をしたところ、去る10月20日審査会の答申が決定し、狭山市が一部開示及び全部不開示とした部分について、「理由付記に瑕疵があり」、これを取消し再度決定すべきであると結論を出し、別紙のとおり答申結果を送付してきた。

これまで狭山市で公文書公開請求で開示された文書が、重要部分が黒塗りされた部分開示や、どのような文書か全く判別できない「のり弁状態」の全部不開示決定で、情報公開制度の趣旨を逸脱していることに関し、オンブズマンが狭山市の審査庁に対し、市の決定に対し不服を申し立てである「審査請求」行ったのである。

そもそも市で定める情報公開条例では「市民の知る権利」を尊重し……市の諸活動を市民に説明する責務が全うされること、市政への市民参画の促進し市政に対する市民の理解と信頼を深めることなどを定め、許される限り最大限に情報を公開するとしたものである。

ところが、公開された文書が重要な部分に黒塗りマスキングがあったり、文書名さえ判読できない全部黒塗りでのり弁状態で開示されるケースもあり、今回の「審査請求」に至った。